

東京バーディクラブ

施設利用約款

（約款の適用）

第1条 当クラブ（付帯施設および乗用カートの利用を含む）をご利用になる方（以下「ご利用者」という。）は、会員・ゲストを問わず、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、当クラブ規約、細則、営業のご案内等による定めのほか、本約款の定めに従ってご利用いただきます。

（利用契約の成立）

第2条 ご利用者は、次条記載の予約手続のほか当日フロントにおいて、本約款確認のうえで、所定の受付カードに署名してご利用の申し込みをしてください。これにより、利用契約が成立します。

（利用の申し込み）

第3条 1. 当クラブをご利用になるときは、営業のご案内等の定めにより、プレー日およびスタート時間を予約していただきます。ただし、次の場合には、予約申し込みの受付をお断りします。

- （1）所定の人数に達したとき。（貸切営業を含む）
- （2）天災・天候その他やむを得ない事情により、当クラブをクローズするとき。
- （3）申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団などの犯罪組織、またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）と関係があると認められるとき。
- （4）申込者が集団、または常習として暴力的行為を行う恐れがあると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす恐れがある者と認められるとき。
- （5）偽名または他人名義で申し込みする等、ご利用にかかわる登録情報に不備や虚偽があったとき。
- （6）ご来場前に、必要な情報の登録が所定の期日までに完了しないとき。

2. 所定の人数に満たない場合は、当日においてもご利用の申し込みをすることができます。

（利用の拒絶、利用継続の拒絶）

第4条 1. 当クラブは利用契約の成立後またはご利用開始後といえども、次の場合には当該申し込みの受理を取り消し、ご利用またはご利用の継続をお断りします。

- （1）前条第1項第（2）号乃至第（5）号に該当するとき。
- （2）ご利用者がその情を知りながら暴力団等反社会勢力を同伴、または紹介して利用させたとき。
- （3）技術未熟およびマナー・モラルに欠け、他のご利用者に著しく迷惑を及ぼす行為があったとき。
- （4）当クラブの服装規定等の遵守ができないとき。
- （5）その他の理由により、当クラブを利用されることが好ましくない事由があるとき。
- （6）その他本約款に違反したとき。

2. 前項に該当する場合の利用料金は、未利用の施設分を含めて全額の料金をお支払いいただきます。

（休業日、開場時間）

第5条 当クラブの各施設の休業日と開場時間は、当クラブの定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

（金銭その他貴重品）

第6条 1. 金銭その他貴重品については、お客様の自己管理にて、備え付けの貴重品ロッカーを別に定める約款を遵守のうえでご利用ください。盗難や紛失などの事故については、当クラブは一切の責任を負いません。

2. 前項の貴重品ロッカーを利用されない場合は、下記をご承知のうえで、預かり証と引き換えにフロントにお預けください。

- （1）必ず当クラブ所定の封筒に入れ、記名封印してください。
- （2）お預り品は預り証をご持参の方に対して、預り証と引き換えにお返しします。この場合は、当クラブのお預り品に対する責任は免責されたことになります。
- （3）お預り品を受領された方は、その場で必ず記名封印を確認のうえ、開封してください。
- （4）預り証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。なお、届け出前に第三者が既に預り証によりお預り品を引き換えた場合は、当クラブは一切の責任を負いません。

（携帯品、自動車）

第7条 1. ご利用者の携帯品や駐車場の自動車の盗難（車上盗難を含む）および事故については、当クラブは一切の責任を負いません。

2. 携帯品についてはご自身で管理いただき、クラブ内での破損や紛失については、当クラブは一切の責任を負いません。

（ロッカーの利用）

第8条 当クラブのロッカー室のご利用については、下記をご承知ください。

- （1）ロッカーのご利用中は必ず施錠をしていただきますので、閉扉後に施錠をご確認ください。
- （2）当クラブが緊急と認めたときは、ロッカーを開扉し点検することがあります。
- （3）ロッカーには金銭その他貴重品や、ゴルフプレーに関する携帯品（着衣・靴を含む）以外の物品の収容はお断りします。
- （4）ロッカー室の品位を乱す行為はお断りします。
- （5）ロッカーキーを紛失した場合は、代替のキー作製の費用をご負担いただきます。
- （6）ロッカー内の諸物品の紛失・盗難等の事故については、当クラブは一切の責任を負いません。
- （7）ロッカー収容の物品についての地震・火災・風水害によるご利用者の損失は、当クラブの当該物品に関し適用される保険の範囲内に限り補償します。

（乗用カートの利用）

第9条 1. 乗用カートのご利用は安全を第一とし、自動車の運転免許証取得者のみ運転ができるものとします。

2. 乗用カートは、所定のカート道路およびゴルフ場が予め定めた場所に限り走行させることができます。ただし、別に定める規定によりフェアウェイへの乗り入れを認める場合があります。

3. 乗用カートは原則キャディが運転しますが、状況によりご利用者に依頼する場合があります。ただし、運転免許証の無い方、アルコール類を飲用した方、その他事由により運転が困難な方は除きます。

4. 危険防止のため、乗用カートに乗車中は手すりにおつかまりください。

（危険防止責任とゴルフルール・エチケット・マナーの厳守）

第10条 ゴルフは自他共に危険を伴う場合がありますので、ご利用者はルール・エチケットおよびマナーを守り、キャディのアドバイスおよび安全確認の合図の如何にかかわらず、自己の責任により安全を確認したうえでプレーしてください。

（ティグラウンドにおける素振り）

第11条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。危険防止のため、打者以外はティグラウンドに立ち入らないでください。

（飛距離の確認）

第 12 条 後続組のご利用者はキャディのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自身で判断して、安全確認のうえで先行組に打ち込まないようにプレーしてください。

（キャディ又はフォアキャディの合図）

第 13 条 キャディまたはフォアキャディおよびカートナビ等の合図は、先行組が第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときの場合ですので、合図があっても、打者は自己の打球の飛距離を自分で判断し、安全確認のうえでプレーしてください。

（打者の前方に出ないこと）

第 14 条 ご利用者は、プレー中の打者の前方には絶対に出ないでください。また、他のプレーヤーの打球にはよく注意をして危険を避けてください。

（隣接ホールへの打ち込み）

第 15 条 1. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、ご利用者は打ち込むことのないよう自己の飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーしてください。また、打ち込んだ場合には、自ら大きな声で隣接ホールのご利用者に警告してください。
2. 隣接ホールに打ち込んだ場合には、キャディの指示に従いそのホールのご利用者に合図をし、邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴者にも十分気をつけてプレーしてください。

（退避）

第 16 条 先行組のご利用者が、ショートホール等で後続組に対して打球させるときは、キャディの指示に従い、後続組のご利用者全員が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

（ホールアウト後の退去）

第 17 条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

（雷鳴があった場合）

第 18 条 雷警報もしくは雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、最も近い避難小屋やコース売店に退避してください。

（火気使用の禁止）

第 19 条 コースやクラブハウス内の喫煙等の火気使用は、灰皿設置場所または所定の場所以外は厳禁とします。

（プレー終了後のクラブ等の確認）

第 20 条 1. ご利用者がプレーを終了した場合はクラブ等を点検し、間違いがないかを慎重に確認してください。
2. 前項の確認後は、クラブの不足、クラブの破損・瑕疵等について、当クラブは一切の責任を負いません。

（施設に損害を与えた場合）

第 21 条 1. ご利用者が故意または過失により、当クラブの施設および設備に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。
2. 当クラブ施設の器具・備品等を持ち出した場合は、前項を準用します。

（施設内への持込品）

第 22 条 当クラブの施設内に、下記のものを持込むことをお断りします。
(1) 動物等のペット類。
(2) 著しく悪臭を放つもの。
(3) 銃砲・刀剣類。
(4) 発火・爆発の恐れがある危険物。
(5) 騒音を発するもの。
(6) その他、前各号に準ずるものおよび当クラブの適正な利用を妨げるもの。

（医薬品提供について）

第 23 条 薬事法第 24 条の規定に従い、当クラブでは医薬品の提供をしません。医薬品についてはあらかじめご準備いただくか、病院または薬局にてお買い求めください。なお、救急時には最寄の病院もしくは薬局をご案内します。

（行為の禁止）

第 24 条 当クラブの施設内では、下記の行為をお断りします。
(1) 賭博・その他風紀を乱す行為。
(2) 物品販売、宣伝広告等の行為。
(3) ご利用者以外のコース内立入り。（特に許可する場合は除く）
(4) 無断の写真・動画撮影、録音等の行為。
(5) 高声・高唱等によるプレーの進行、クラブ品位の維持を乱す行為。
(6) 他人に対して迷惑となる行為や不快感を与える行為。
(7) 施設の器具・備品等を持ち出す行為。
(8) 入れ墨、タトゥー（シール類・またはこれに酷似するものを含む）がある方の浴室への入場。
(9) ロッカー室よりの無着衣の往来。
(10) 浴室内での顔剃り、タオルの持込等、清潔の維持を妨げる行為。
(11) 当クラブの許可なく酒類、飲食物等を持ち込む行為。
(12) その他、前各号に準ずる行為および当クラブの適正な利用を妨げる行為。

（カスタマーハラスメント行為の禁止）

第 25 条 1. 当クラブは、ご利用者が従業員に対し、別に定めるカスタマーハラスメントに対する基本方針に則り、カスタマーハラスメントの対象となる行為を行った場合、当クラブの利用の停止、退去の要求、警察への通報等の措置を講じる権利を有します。
2. 前項によって当クラブが侵害を被った場合は、ご利用者に対し、その損害賠償を請求することができます。

（宅配便等の取扱）

第 26 条 1. ご利用者のゴルフクラブ等の運送（宅配便等）のお取り次ぎをします。
2. 運送に関する一切の法律関係は、ご利用者と運送会社との契約または約款の定めによります。

（再来場の拒絶）

第 27 条 当クラブにおいて下記の行為があったときは、再来場をお断りします。
(1) 第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項および第 25 条第 1 項に該当した場合。
(2) 代金の支払いをしない場合。
(3) その他、本約款に違反した場合。

（違背の場合の責任）

第 28 条 ご利用者か前各条項に違背し、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自ら損害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。

（管轄合意）

第 29 条 ご利用者は、この契約により紛争が生じたときの裁判所は東京地方裁判所立川支部または立川簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意して、当クラブをご利用いただきます。

施行日 令和 7 年 10 月 1 日